

2 資金不足比率	該当なし
-----------------	-------------

平成24年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金剰余額で比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{流動資産（現金など）} - \text{流動負債（未払金など）}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【観光施設事業特別会計の場合】

$$\frac{\text{流動資産（158,975千円）} - \text{流動負債（1,524千円）}}{\text{事業の規模（245,556千円）}} \times 100 = +64.1\%$$

○各公営企業の資金剰余（不足）比率

	会計名	H24年度 資金剰余 (不足)額 (千円)	H24年度 事業の規模 (千円)	比率 (%)	経営健全化基準 (20%)に相当する 資金不足額 (千円)
1	観光施設事業特別会計	+157,451	245,556	(+64.1)	▲ 49,111
2	簡易水道事業特別会計	+10,116	68,851	(+14.7)	▲ 13,770
3	下水道事業等特別会計	+3,165	17,847	(+17.7)	▲ 3,569

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。